

浜田市地域おこし協力隊募集要項（有機農業研修生）

1 募集の目的

島根県浜田市は、海と山に囲まれ、豊かな自然の恵みにより古くより農業や漁業が盛んに行われてきました。しかしながら、高齢化に伴う生産者の減少や、気候変動による災害の増加、また、これに伴う経営の不安定化により農業の存続が危ぶまれています。

このような課題を解決するため、浜田市では有機農業を推進しており、令和2年度には有機野菜を市の振興作物として位置づけました。令和5年4月には、島根県内で初めて「オーガニックビレッジ」宣言を行いました。井関農機株式会社など連携協定を締結した企業等の生産技術を導入するなど、有機野菜や有機米の生産拡大を図っており、全国でもトップクラスの有機農業の産地化を目指しています。

そこで、この度、新たな農業経営者として、浜田市で有機農業の自営就農を目指す方を「地域おこし協力隊（有機農業研修生）」として募集します。

2 研修内容

地域おこし協力隊任期終了後、浜田市の認定新規就農者^{*1}として自営就農を開始できるよう、市内の先進的な有機野菜生産者のもとで栽培技術等を学んでいただきます。また、株式会社マイファームが運営するアグリイノベーション大学の講義等を受講していただき、農業経営等の知識を習得していただきます。

	研修1年目	研修2年目	研修3年目	就農
受入経営体での研修内容	・受入経営体の圃場で栽培技術等を学ぶ。	・受入経営体の圃場、トレーニングファームで栽培技術等を学ぶ。	・トレーニングファームで、自ら栽培（自主管理）を行う。	
民間企業等での研修内容	・アグリイノベーション大学校（技術経営コース）オンライン受講 ・島根県立農林大学校（特別集中講義）受講	・アグリイノベーション大学校（就農計画作成にかかるゼミナール）オンライン受講		
自営就農に向けた準備作業等		・認定新規就農者の申請に向けた準備。（青年等就農計画の作成、施設・機械の検討、融資の相談等）	・認定新規就農者審査会開催。 ・補助事業を活用し、施設・機械等の導入。	・浜田市で就農開始。 ・トレーニングファームの農地を継承。 ・有機 JAS 認証の取得。 ・生産者グループへの加入 ^{*2} 。

*1 新たに農業経営を営もうとする青年等であって、浜田市から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた者のこと。

*2 生産者グループへの加入は、別途グループでの審査があり、確約するものではありません。

3 受入経営体

株式会社小松ファーム

※担い手育成協定締結先

4 研修開始時期

令和8年10月以降に研修開始

5 募集人員

1名

6 募集対象

- (1) 令和8年4月1日現在で20歳～45歳の方
- (2) 三大都市圏や政令指定都市または地方都市（条件不利地域を除く）にお住まいの方で、採用後に島根県浜田市に住民票を異動し移住することが可能な方
- (3) 事前（第1次選考まで）に受入経営体での短期研修を行っている方
- (4) 活動終了後に浜田市に移住し、本気で自営就農を目指す意思がある方
- (5) 地域活動に積極的に参加できる方
- (6) 心身ともに健康で誠実に熱意をもって職務を行うことができる方
- (7) パソコン（Word、Excel、メールなど）の一般的な操作ができる方
- (8) 普通自動車運転免許を持っている方（AT限定免許は、除く）
- (9) 地方公務員法第16条に規定する一般職の職員の欠格事項に該当しない方

7 勤務地

島根県浜田市内

※勤務地外での活動もあります。

8 雇用形態

- (1) 浜田市地域おこし協力隊として浜田市長が委嘱します。
- (2) 隊員は個人事業主として活動し、市との雇用関係はありません。
- (3) 委嘱期間は委嘱日の属する年度の3月31日までとし、1年を超えない範囲で委嘱期間を延長することができます。ただし、委嘱期間は3年を限度とします。
※隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことがあります。

9 研修時間等

原則として週5日間従事とし、1日8時間程度を基本とします。ただし、土日祝日、早朝・夜間など不規則な業務従事となる場合があります。

10 給与・賃金等

(1) 報酬

月額250,000円

※時間外勤務手当及び退職手当の支給はありません。

(2) 待遇・福利厚生

①報酬とは別に活動等の経費については、予算の範囲内において次のとおり支給します。

補助対象経費	補助率、補助限度額等
家賃（共益費・駐車場代を除く）	月額上限 50,000 円（年間最大 600,000 円）
敷金	補助率 1/2（最大 100,000 円、委嘱期間中 1 回に限る）
民間企業等での研修参加に係る旅費（受入経営体への通勤は除く）	実費支給。車賃については、浜田市職員等の旅費に関する条例に基づき、算出した額を支給。

- ②国民健康保険、年金保険等は、各自で加入してください。
 ③毎年、確定申告の必要がありますので、各自で行ってください。

11 現地見学について

5 月中旬頃に受入経営体の現地見学を行います。
 現地見学を希望される方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
 （受付期限：令和 8 年 4 月 24 日（金））

12 短期研修について

地域おこし協力隊に応募するには、事前に受入経営体での短期研修が必須になります。
 6 月中旬頃に受入経営体で、3 日程度の研修をしていただきます。
 短期研修については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
 （受付期限：令和 8 年 5 月 29 日（金））

13 応募方法

(1) 提出書類

- ・「浜田市地域おこし協力隊（有機農業研修生） 応募用紙」
- ・履歴書（JIS 規格形式 A4 サイズ・写真添付）
- ・住民票抄本
- ・普通自動車免許証の写し

(2) 提出先

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地
 浜田市農林業支援センター

(3) 提出書類受付期限

令和 8 年 7 月 1 日（水）まで（必着）

14 選考審査

(1) 書類提出（7 月 1 日（水）締切）

- ・提出書類を締切日必着で郵送してください。
- ※提出された書類は、返却できませんのでご了承ください。

(2) 第 1 次選考（7 月上旬頃）

- ・書類審査により第 1 次選考を行います。
- ・合否の結果は、書面等でお知らせします。

(3) 第 2 次選考（7 月下旬頃）

- ・第 1 次選考合格者を対象に、面接試験を行います。
- ・日時、場所については第 1 次選考結果通知で、対象の方にお知らせします。

(4) 最終結果（8月上旬頃）

- ・第2次選考終了後、書面で個別にお知らせします。

15 その他

- ・応募にかかる経費（旅費等）は応募者の負担となります。
- ・宿泊費については、補助対象となる場合がありますので、あらかじめご相談ください。

16 お問い合わせ先

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市農林業支援センター

TEL：0855-22-3500 FAX：0855-22-3477

Email：n-shien@city.hamada.lg.jp